

第30回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年5月10日
場 所 シビックコア 第4会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	欠	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	欠
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時55分
配 布 物 三重用水管理施設の現状確認について

<p>1 開会の辞 会長 (伊藤和雄)</p>	<p>ただいまから、第30回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は12名です。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第30回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第30回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に5番議席 藤田克己委員、6番議席 小林委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2,3,4) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第52号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、日程第3 報告第53号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第4 報告第</p>

	<p>54号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第52号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、4件、7筆、総面積15,078㎡であることを報告します。</p>
事務局	<p>報告第53号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の2法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
事務局	<p>報告第54号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）」次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出（所有権移転）があったので報告する。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規定」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法</p>

		<p>でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、名古屋市の■■■■が、■■■■、■■■■が所有する下笠田の台帳地目 畑の4筆、306㎡、他宅地6筆 総面積1139.31㎡を集合住宅へ転用する届出です。届出書には隣接農地所有者事業計画を説明済であり了承を得ているが、万一、周辺農地に被害を与えたときには、責任を持って解決しますと記されています。受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	議長	<p>報告第52号については、貸借権の合意解約による通知を受けたもの、報告第53号につきましては、農地所有適格法人の届出があった法人についてのもの、報告第54号につきましては、市街化区域内での届出です。</p>
	議長	<p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、日程第5 議案第165号「農地利用最適化推進委員の募集について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案第165号「農地利用最適化推進委員の募集について」次のとおり、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19号第1項により農地利用最適化推進委員を募集したいので議決を求める。募集期間 令和元年5月13日(月)から令和元年6月12日(水) 令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>現在の制度に変更し、農地利用最適化推進委員を置くことになっておりますので、その募集を来週5月13日～6月12日までとし、施行規則によりおおむね1ヶ月間の募集期間を設けること、HP等で中間報告を行うことになっておりますので募集について議決をお願いします。なお、農業委員の募集についても市長決裁により同内容で進めておりますので併せてお知らせいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件につきまして質問はありますか。</p>

	<p>議長 特にないようですので、議案第165号「農地利用最適化推進委員の募集について」について採決を行います。</p> <p>賛成委員の挙手をお願いします。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって議案第165号の案件は、原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	<p>議長 続きまして、日程第6 議案第166号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 議案第166号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>総件数28件、59筆、面積計67,404㎡となっておりますのでよろしくをお願いします。</p>
	<p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。</p> <p>この案件について何か質問はありますか。</p>
	<p>議長 特にないようですので、議案第166号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって本計画は原案どおり決定することといたします。</p>

(日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第7 議案第167号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>議案第167号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）があったので議決を求める。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、9件 20筆、総面積18,929㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の田です。</p> <p>譲受人である北勢町二之瀬の■■■■が、北勢町二之瀬の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、218㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><2番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑です。</p> <p>譲受人である菰野町の■■■■他2名が、四日市市の■■■■の所有する議案書に記載の3筆、622㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><3番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑です。</p> <p>譲受人である菰野町の■■■■他2名が、四日市市の■■■■の所有する議案書に記載の3筆、514㎡の内340㎡を贈与により譲り受ける申請です。514㎡の内残り174㎡は既に倉庫が建っておりますので、その部分は後ほどの議案第169号の5条申請で、ご説明させていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p><4番案件>の申請地は、北勢町向平地内の田です。</p> <p>譲受人である名古屋市の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、5,820㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><5番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の田です。</p> <p>譲受人である大安町片樋の■■■■が、大安町平塚の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、2,260㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><6番案件>は3条の買受適格証明の申請です。</p> <p>まず、買受適格証明とは、農地の競売・公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要になります。</p> <p>農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受</p>

	<p>適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請をされることがあります。</p> <p>本案件は、5月7日から5月21日まで名古屋国税局が実施する公売についての証明願いです。証明書を添付することにより公売に参加することが可能となります。この案件が議決され、公売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく許可書を発行し所有権を移転することができます。</p> <p>申請地は、藤原町本郷地区内の田です。</p> <p>藤原町本郷の[]が、議案書に記載の1筆1,827㎡について公売に参加するための申請です。</p> <p><7番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。</p> <p>譲受人である桑名市の[]が、大安町石樽南の[]の所有する議案書に記載の3筆、5,877㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><8番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽南の[]が、弥富市の[]の所有する議案書に記載の1筆、330㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><9番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の田です。</p> <p>譲受人である北勢町東貝野の[]が北勢町東貝野の[]の所有する議案書に記載の2筆、1,635㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上9件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>申請案件について何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第167号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。</p> <p>3番案件につきましては、5条申請と同時許可といたします。他の案件について許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p>

	議長 よって、3番案件以外の申請は許可といたします。3番案件につきましては、5条申請と同時許可といたします。
(日程第8)	議長 続いて、日程第8 議案第168号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局 議案第168号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、5件、7筆で3,644㎡です。 〈議案書パワーポイントに基づき明細を説明〉 〈1番案件〉は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は2種農地です。 申請人である大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、615㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。 〈2番案件〉は、北勢町西貝野地内の田です。農地区分は2種農地です。 申請人である北勢町西貝野の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,513㎡を農家住宅と駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は碎石での整地のみ、取水排水は上下水道を利用し雨水排水は、既設の道路側溝へ放流です。 〈3番、4番案件〉は関係しておりますので、同時に説明させていただきます。 3、4番案件につきましては、員弁町岡丁田の田、畑です。既に埋立て、整地されておりますので、始末書が添付されております。農地区分は1種農地です。 3番案件は員弁町岡丁田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,281㎡を駐車場へ、4番案件は員弁町岡丁田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆104㎡を進入路へ転用したい旨の計画です。 1種農地ですが、集落内業者への貸し駐車場ということで、例外的に許可の対象とされます。

	<p>工事計画については、前面道路高まで埋立て、整地を行い、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p><5番案件>は、議案第169号の5条申請（所有権移転）11番案件と同申請ですので、同時に説明させていただきます。</p> <p>場所は、大安町平塚地内の畑で、農地区分は1種農地です。農振除外見込み通知発行済みの場所になります。</p> <p>大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の2筆、131㎡と大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の1筆74㎡を交換により取得し、住宅への進入路へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は砂利敷整地のみで、取水は行わず、雨水排水は、自然浸透および西側側溝へ放流です。</p> <p>以上5件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、4月25日に副会長が現地調査委員長となり、私と伊藤隼人委員が現地調査を行っております。現地調査委員長代理からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長代理 (伊藤隼人)	<p>議案第168号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」5件分を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第168号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第9,10) 議長	<p>続きまして、日程第9 議案第169号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」及び日程</p>

	<p>第10 議案第170号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第169号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）があったので意見を求める。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、11件、31筆で総面積9,367㎡です。</p> <p>＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞</p> <p>＜1番案件＞は、北勢町中山地内の畑で、先ほど3条の3番案件で説明させていただいた残りの部分で、農地区分は第2種農地です。既に車庫が建っておりますので、始末書が添付されております。</p> <p>譲受人である菰野町の■■■■他2名が、四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、514㎡の内174㎡を宅地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみです。取水は行わず、雨水については自然浸透です。</p> <p>＜2番案件＞は、北勢町垣内地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である東京都の■■■■が、北勢町垣内の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、910㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ。取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>＜3番案件＞は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である小牧市の■■■■が、北勢町川原の■■■■他1名が所有する議案書に記載の3筆、627㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>＜4番案件＞は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は500m以内に水野眼科と北勢病院がありますので第3種農地です。</p> <p>譲受人である桑名市の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、44㎡を一般個人住宅用地へ転用した</p>
--	---

い旨の計画です。(一体利用地の隣接地は、地目宅地で面積392.8㎡ 総面積436.8㎡)

工事計画については、周囲にコンクリートブロック等を施し、土砂等の流出を防ぎます。取水排水は上下水道を利用し、雨水排水は自然浸透と宅内にU字溝と枡を設置し、南側水路側溝へ放流です。

<5番案件>は、北勢町中山地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である犬山市の[]が、北勢町中山の[]他7名が所有する議案書に記載の13筆、2,593㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、整地のみ。取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<6番案件>は、大安町丹生川上地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である東海市の[]が、大安町石樽北山の[]他1名が所有する議案書に記載の2筆、931㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<7番案件>は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である東海市の[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、632㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、整地のみ。取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<8番案件>は、大安町鍋坂地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[]が、大安町鍋坂の[]他3名が所有する議案書に記載の4筆、2,571㎡を事務所用地へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は盛土し、周囲はコンクリートブロック積等で囲みます。上下水道を利用し、雨水は側溝へ放流です。

<9番案件>は、議案第170号の5番案件と同申請ですので、同時に説明させていただきます。

場所は、員弁町松ノ木地内の畑で、農地区分は2種農地です。

	<p>賃借人である浜松市の [] と、賃貸人兼譲受人である員弁町松ノ木の [] が、 [] の所有する議案書に記載の3筆1,136㎡と員弁町松ノ木の [] が所有する議案書に記載の1筆373㎡を、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみで、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p><10番案件>は、北勢町中山地内の畑です。農地区分は300m以内に三岐鉄道伊勢治田駅ありますので第3種農地です。</p> <p>譲受人である四日市市の [] 他1名が、四日市市の [] が所有する議案書に記載の1筆、438㎡を一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、周囲に擁壁を設置し、土砂と雨水の流出を防止します。取水排水は上下水道を利用し、雨水排水は自然浸透と道路側溝へ放流です。</p> <p><11番案件>は議案第168号の4条申請5番案件で説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <p>事務局 続きまして、議案第170号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。令和元年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄。</p> <p>今回の5条貸借権等設定の申請は、5件、8筆で総面積3,937㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>については、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>使用借人である桑名市の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の1筆、823㎡を借りて、店舗用地（エステ、古着物リメイク販売、コインランドリー）へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、上下水道を利用し、雨水は既設道路側溝へ放流です。</p> <p><2番案件>については、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は500m以内に水野眼科と北勢病院がありますので第3種農地です。</p> <p>賃借人である桑名市の [] が北勢町麻生田の [] の所</p>
--	--

	<p>有する議案書に記載の2筆、1,359㎡を借りて、店舗用地（診療所）へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、造成工事により約60cm高くなるが、周囲をコンクリートブロック擁壁で施工し土砂および雨水の流出を防止します。取水排水は上下水道を利用し、雨水排水は浸透枡を設置し浸透とします。</p> <p><3番案件>については、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>使用借人である四日市市の■■■■他1名が大安町石樽東の■■■■名義の議案書に記載の1筆、331㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画は、土地造成は整地のみ、取水排水は上下水道を利用し、雨水排水は道路側溝へ放流です。</p> <p><4番案件>については、員弁町大泉地内の畑です。農地区分は300m以内に大泉駅がありますので第3種農地です。</p> <p>使用借人である員弁町大泉の■■■■が員弁町大泉の■■■■名義の議案書に記載の1筆、288㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画は、土地造成は整地し、周囲はコンクリートブロック積を施工します。取水排水は上下水道を利用し、雨水排水は既設水路へ放流です。一部倉庫用地に転用されている部分がありますので、始末書が添付されております。</p> <p><5番案件>については、議案第169号の9番案件で説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上5条所有権移転11件と、5条貸借権等設定5件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、現地調査を行っております。現地調査委員長代理からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第169号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」11件及び議案第170号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」5件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確</p>
議長	
現地調査委員長代理	

		認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。
	議長	特に無いようですので、議案第169号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決を行います。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。
	議長	続きまして、議案第170号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」について採決を行います。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第11)	議長	続きまして、日程第11 議案第171号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第171号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年5月10日提出いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の証明願いは3件、5筆で総面積2,193㎡です。 〈議案書パワーポイントに基づき明細を説明〉 〈1番案件〉の申請地は、北勢町向平地内の台帳地目、田です。 願出者は名古屋市の■■■■で、昭和50年から宅地に転用し、現在に至っております。 〈2番案件〉の申請地は、北勢町垣内地内の台帳地目、畑です。 1筆は別名となっておりますが、飛地であり、3筆が隣接しております。

		<p>願出者は北勢町垣内の[]で、昭和58年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><3番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、畑です。願出者は東京都の[]で、平成4年から駐車場・資材置場に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしく願います。</p>	
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>	
	議長	<p>特に何もなければ、これより議案第171号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>	
	議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。</p>	
5	その他	議長	<p>議事につきましては以上です。</p> <p>その他に入ります。委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
		議長	<p>今回は6月3日午前9時から現地調査を実施します。副会長と長崎委員は出席をお願いします。6月10日に委員会となりますのでよろしくお願いします。</p>
6	閉会の宣言	議長	<p>他にないようですので、これをもって第30回いなべ市農業委員会を閉会いたします。</p>
			【午前9時55分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日
いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

